

前回監視円卓会議での課題に対する報告等について

環境省から北海道事業エリアの処理の見通しや、ネオトランスの処理について説明がありました。

処理対象量の推計		処理済み量	未処理量	PCB特措法届出済み未登録量	今後の掘り起こし量(推計)	合計
(北海道・東京事業エリア)	変圧器・コンデンサー	67,308台	4,423台	1,002台	1,063台	73,796台
	安定器・汚染物	7,046t	3,190t	670t	800t	11,706t

…令和3年度以降の処理対象量(推計)

今後の処理見込み量が増加しているため、処理完了に向けあらゆる処理促進策を実施・検討していきます。

処理の進捗状況について 令和3年5月末までの処理実績は、次のとおりです。

当初施設 (脱塩素化分解処理)	変圧器類		コンデンサー類	
	登録数	処理台数	登録数	処理台数
	4,136台	3,985台(96.3%)	67,522台	63,713台(94.4%)

注)登録数:令和3年5月末現在。 処理台数:試運転物を含む中間処理完了時点。

増設施設 (プラズマ溶融分解処理)	登録重量	処理状況			処理量計
		安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	
	10,530,596kg	6,634,104kg	203,517kg	399,430kg	7,237,051kg(68.7%)

注)登録重量:令和3年5月末現在。 処理量:試運転期間(平成25年6月~8月)からの中間処理完了時点。感圧複写紙等には、汚泥、その他PCB汚染物を含む。

○トラブル事象について

前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に報告し公表したトラブル事象はありませんでした。また、不具合事象7件及び不具合事象未済7件について報告がありました。詳細はPCB処理情報センターで公開しています。

○環境モニタリング測定結果について

北海道、室蘭市及びJESCOでは、処理施設からのPCB等の排出状況や周辺環境のモニタリングを実施しています。排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングでは全ての項目で目標値・基準値の超過はありませんでした。

ご存知ですか? 高濃度 PCB 廃棄物は以下の期限までに処理を委託することが必要です!

変圧器・コンデンサー等 **令和4(2022)年3月末日まで(あと7ヶ月)**

安定器及び汚染物等 **令和5(2023)年3月末日まで(あと1年7ヶ月)**

PCB 廃棄物処理事業に関するお問い合わせ



中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所

〒050-0087 室蘭市仲町14番7
電話:0143-22-3111(代表) FAX:0143-22-3001
HP: <http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/index.html>

PCB処理情報センター

〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8
電話:0143-23-7015
開館日:月~金 9:00~16:30(土日祝・年末年始休館)

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ



北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-231-4111(内線24-325) FAX:011-232-4970
E-mail: kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp HP: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.html



室蘭市 生活環境部 環境課

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 電話:0143-22-1481 FAX:0143-22-7148
E-mail: kankyou@city.muroran.lg.jp HP: http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/pcb_top.html

PCB 円卓会議だより

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議だより

北海道及び室蘭市では、北海道PCB処理事業所(JESCO)が室蘭市仲町で操業を行っている事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。



※この「PCB円卓会議だより」は、むろらん広域センタービル、蘭東支所でも配布しています。

第52回 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を開催

令和3年7月13日、PCB処理情報センターにおいて、第52回監視円卓会議を開催しました。会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計13名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、近隣自治体、JESCOなど関係者が出席し、処理の進捗状況やトラブル事象などの説明を行いました。ほか、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について、環境省福島地方事務所より説明が行われました。



●会議の概要

1 座長選出等について

事務局から、委員改選後初めての会議開催であるため、委員を紹介。また委員の中から、船水座長と吉田副座長が選出されました。

2 第51回監視円卓会議議事録について

令和3年3月24日に開催された第51回監視円卓会議の議事録が承認されました。

3 前回監視円卓会議での課題に対する報告等について

環境省から北海道事業エリアの処理の見通しや、ネオトランスの処理について説明があり、JESCOから長期保全計画について説明がありました。

4 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

JESCOから施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理事業、トラブル事象について説明がありました。また、事務局から環境モニタリング測定結果、立入検査についての報告がありました。

5 福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について

環境省福島地方環境事務所から、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について説明があり、意見交換が行われ委員からは、「室蘭市で処理する法的根拠は何か」「搬入される放射性物質の線量が知りたい」「福島県民に寄り添った行動をしてほしい」など、多くの意見や質問があった。

6 その他

次回会議については、通常の間隔よりも早く、福島県内の汚染廃棄物対策地域内の高濃度PCB廃棄物処理について、議事を継続することとしました。

福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理の背景と概要

1.福島県対策地域

- POINT.1** 東京電力福島第一原子力発電所事故発生により汚染廃棄物対策地域^(※1)が指定された
- POINT.2** 対策地域内の廃棄物は国の責任の下で処理される^(※2)
- POINT.3** 対策地域では災害廃棄物に加え、建物解体事業により大量の廃棄物が発生している

(※1)放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあるものとして、環境大臣が指定した地域を汚染廃棄物対策地域といいます。
(※2)対策地域内廃棄物は放射性物質汚染対処特別措置法に則り処理する必要があります。



2.対策地域内高濃度PCB廃棄物の処理の概要

- POINT.1** 北海道事業所で処理するものは、対策地域内の高濃度PCB廃棄物のうち、「放射性物質による影響がない」と確認できたもの
- POINT.2** 放射性物質による影響がない＝表面汚染密度4Bq/cm²以下であること

※Bq/cm²(ベクレル・パー・平方センチメートル)＝表面汚染密度：放射性物質による汚染の程度を表す指標
※表面汚染密度4Bq/cm²以下の物品とは、国際放射線防護委員会の国際的な基準を取り入れたもので、日常的に触れたとしても放射性物質による影響がなく、安全性が十分確保されており、法令上の規制をクリアする物品です。

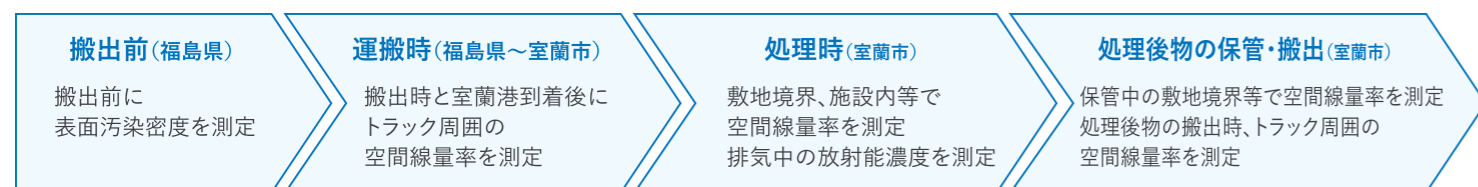
北海道事業所で処理するもの
4Bq/cm²以下

放射性物質について		
放射線の人への影響を表す指標は「シーベルト(Sv)」です ●放射性物質の量：ベクレル(Bq) 光の強さ(1秒間に何回放射線が出るか) ●被ばく線量：シーベルト(Sv) 光を受ける量(放射線が人体にどれだけ影響するか)	被ばく線量と健康リスクの関係 ●100mSv以下の被ばくによる発がんリスクは極めて低い ●年間1mSv＝自然放射線レベルより低い 国際放射線防護委員会採用	今回搬入される廃棄物による影響 ●表面汚染密度4Bq/cm ² の物体(1m ²)から1mの距離に24時間365日立ち続けた場合の被ばく線量 → 約0.03mSv

搬出から処理までの計画と安全対策

1.搬出から処理までの流れ

以下の4つの場面でモニタリングを徹底し、放射性物質による影響がないことを確認します。



2.福島県対策地域での保管状況

- POINT.1** 処理対象となる廃棄物は福島県内の仮置場へ集約
- POINT.2** 仮置場ではプレハブ倉庫等の中で施錠管理し、安全に保管している

※集約作業は環境省において実施
※仮置場では放射性物質汚染対処特別措置法の基準にしたがって保管しています。

対策地域で保管している機器 ※令和3年6月末時点	
変圧器 0台	コンデンサー 30台
安定器・PCB汚染物等 計1,261台	

※継続的に掘り起こし調査を行っており、今後保管数量が増加する可能性があります。

3.搬出前の汚染の有無の検査

- POINT.1** 表面汚染密度4Bq/cm²以下であることを確認

※GMサーベイメータを用いて全量検査を行います(測定可能な全ての面を測定)

4.トラック搬出時の測定・表示

- POINT.1** トラック周辺の空間線量率を測定し、周囲の空間線量率と変わらないことを確認(周辺住民に影響を及ぼさないことを確認)
- POINT.2** トラックに特定廃棄物運搬車の表示

※放射性物質汚染対処特別措置法では、トラックの周囲の空間線量率が100μSv/hを超えないよう求められています。ここではより安全側に立った基準としています。



6.事業所内における保管・処理時の対応

北海道事業所内に運搬された対象廃棄物は速やかに処理を行い、処理後も一定期間保管されます。

- POINT.1** 事業所内で空間線量率と排気中の放射能濃度の測定を行う
- POINT.2** 異常があれば速やかに処理を停止し、周辺住民に影響を及ぼすことのないよう迅速に対応します。

※事業所内では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、敷地境界や施設内等で測定を行います。

- POINT.3** 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく測定に加え、追加的な測定を行う

モニタリング項目	基準値	内容
空間線量率	バックグラウンドとおおむね同程度	対策地域内のPCB廃棄物の処理・保管期間中は1日3回測定(事業場の敷地境界において7日に1回以上測定) ・保管、処理開始前のバックグラウンド測定 ・事業場の出入口や敷地外の測定
排気中の放射能濃度	検出下限値未満(<1Bq/m ³)	・処理開始前のバックグラウンド測定 ・建屋排出口における排気の測定(9箇所) (処理施設排出口において1月に1回以上測定(北海道事業所では増設施設の2箇所))

※青字は放射性物質汚染対処特別措置法に基づく措置 ※赤字は安全・安心の確保のための追加的な措置

7.処理により生じた残渣(処理後物)の取扱について

北海道事業所内に運搬された対象廃棄物は速やかに処理を行い、処理後も一定期間保管されます。

- POINT.1** 処理により生じた残渣(処理後物)は環境省が引き取り処理する
- POINT.2** 環境省が引き取るまでは北海道事業所内で保管敷地境界での空間線量率の測定を行う
- POINT.3** 搬出時にトラック周辺の空間線量率を測定する

環境省福島地方事務所の説明資料により作成しています。議事は継続することとしました。

基準値を超える物は持ち込まない

5.JESCO北海道事業所までの運搬ルート



	変圧器・コンデンサー	安定器・PCB汚染物等
処理に要する期間	2日程度	1日程度
残渣(処理後物)		
保管される期間	1~2週間程度	

- POINT.4** 保管中は保管場所に掲示を行う

特定廃棄物の保管場所の掲示	
特定廃棄物保管場所	
廃棄物の種類：高濃度PCB廃棄物 緊急時の連絡先：●●●●	

※上記掲示板を保管場所に貼り付けます